

農水委員会委員の皆さまへの公開質問状

種苗法改正案の参議院での審議が始まります。

しかし、その法案説明でなされた農水省の説明に重大な疑義があります。

農水省は種苗法改正の対象となる登録品種の割合は 1 割程度に過ぎないから、農家には大きな影響は与えないと説明していますが、実際にたとえば稲の場合には 2018 年の品種検査実績においては生産量 4 割以上、品種数では 64%が登録品種となっていると考えられます。

農水省の公表データでは登録品種であるコシヒカリ BL が一般品種のコシヒカリにまとめられており、公表されたデータで計算すると 33%ですが、新潟などでの実績を元に考えるとこの値は 4 割を超えると考えられます。愛知県でもあいちのかおりの生産量が全体の半分を占めていますが、この大部分が登録品種のあいちのかおり SBL が占めていると考えられます。しかし、農水省の統計では一般品種のあいちのかおりにまとめられてしまっています。

事実に基づかないデータを元に法改正の影響が説明され、それを修正することなく、採決するとなれば、これは国会審議の中身が問われることにならざるをえません。

実際の正しいデータを元に審議をやり直す必要があると考えます。

こうした現状が問われない状態において、参院農林水産委員会での審議、採決に向けたご姿勢を質問させていただきます。

- (1) 農水省に正しいデータの提出を求めることが必要だと思われます。それを元に審議を継続される必要があると思われますか？
- (2) このような状態での法案採決には賛成されますか？ 反対されますか？